

第四十六条を次のように改める。
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第四十六条 法第二十四条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第二十四条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録情報処理機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に送信する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物に記録し、かつ、これを交付する方法

第四十七条中、「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に、「認可を受け」を「規定による届出をし」に、「申請書」を「届出書」に改め、同条第一号及び第二号中、「選任し、又は解任しようとする」を「選任又は解任した」に改める。

第四十八条中、「法第二十八条」を「法第二十七条」に改める。

第五十四条中、「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。

第四章第二節の節名を次のように改める。
第二節 登録調査機関

第五十五条第一項中、「法第三十六条第一項の規定による指定を受け」を「法第三十六条第二項の規定により登録の申請をし」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
第五十五条第一項第三号中、「範囲」を「区分」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 登記簿の抄本又はこれに準ずるもの
二 調査業務実施者の氏名及び略歴並びに申請者が法人である場合には、その役員の氏名及び略歴

三 申請者が法第三十九条において準用する法第十八条各号の規定に該当しないことを説明した書面
四 申請者が法第三十七条第一項各号の規定に適合することを説明した書類

第五十六条及び第五十七条を次のように改める。
(登録の区分)

第五十六条 法第三十六条第二項の経済産業省令で定める区分は、別表第二のとおりとする。
第五十七条 削除

第五十八条第一項中第六号を第九号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 財務諸表の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
第五十八条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 調査業務の適正な実施のために必要な事項
第五十八条第一項第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 調査業務の区分
第五十八条第二項及び第三項中、「指定調査機関」を「登録調査機関」に改める。

第六十条を次のように改める。
(準用)

第六十条 第四十二条の二、第四十三条及び第四十五条から第四十八条までの規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二条の二中「前条」とあるのは、「第五十五条及び第五十六条」と、第四十三条及び第四十五条中「情報処理業務」とあるのは、「調査業務」と、第四十五条第一号中「範囲」とあるのは「区分」と、第四十七条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と読み替えるものとする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の表を加える。
別表第二(第五十六条関係)

区分の名称	技術の分野
一 先行技術調査(計測)	時計・計測一般、測長・測量、距離測定、電気的測定等
二 先行技術調査(ナノ物理)	電子管、表示制御、可変情報表示装置、焼付・現像・投影、半導体露光、原子力等
三 先行技術調査(材料分析)	機械分析、化学分析、物理分析、医療診断機器等
四 先行技術調査(応用光学)	電子写真(材料)、マスキング、写真、フォトレジスト、光学素子(レンズ、プリズム、フィルター等)、光学機器(望遠鏡、顕微鏡、眼鏡等)、カメラ、EL(エレクトロルミネセンス)技術等
五 先行技術調査(光デバイス)	光ファイバー、レーザー、発光素子、受光素子、光ビームの制御、液晶等
六 先行技術調査(事務機器)	電子写真(工程・制御)、印刷、プリンター等
七 先行技術調査(自然資源)	耕耘・移植、収穫・脱穀・穀粒の処理、畜産・水産、木材加工・栽培、水工、基礎工、掘削、陸路、トンネル等
八 先行技術調査(アミューズメント)	パチンコ・スロットマシン、運動・遊具、ゲーム・玩具、事務用品、教習具、時刻表・ラベル・広告等
九 先行技術調査(住環境)	建築構造・部材、建築物等の仕上げ、特定目的建築物(駐車場等)、施工、器具、家具、サニタリー等
十 先行技術調査(自動制御)	制御・警報、電気自動車、ナビゲーション、交通制御、電動機・発電機、電動機・発電機の制御、電路の調整(交直変換、電流・電圧の調整)等
十一 先行技術調査(動力機械)	内燃機関の制御、燃料の供給、エンジンの弁・シリンダ・ピストン、タービン、吸排気、流体機械等
十二 先行技術調査(運輸)	自動車(車体の構造)、鉄道、二輪車、船舶、航空・宇宙、武器、レスキュー、操縦、サスペンション、車輪、事故防止・保守、弁一般、液体分配器、油圧等
十三 先行技術調査(一般機械)	継手・クラッチ、軸・軸受、伝動装置の構造・制御・配置・操作、ブレーキ、固着、緩衝、防振、シール・圧力容器等
十四 先行技術調査(生産機械)	工作機械、NC(数値制御)、マニピュレータ、手工具、生産管理、プレス加工、レーザ加工・溶接、放電加工、非金属の加工、半導体材料の機械的処理、マイクロマシン等
十五 先行技術調査(搬送組立)	運搬・貯蔵装置、エレベーター、クレーン、フォークリフト、破碎・粉碎、噴霧装置、塗布装置、自動組立、ウエハ等の取扱い(移送等)、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置、バーソナルコンピュータ、携帯電話等の筐体等
十六 先行技術調査(繊維包装機械)	紙送り(給紙・搬送・排紙)、繊維機械、被服、包装機械、紙製品の製造、包装体、容器、大型容器(コンテナ、タンク等)等